

平成 25 年度

地方公共団体の財政の健全化に
関する法律に基づく審査意見書

桑名市監査委員

監 第 79 号

平成 26 年 8 月 20 日

桑名市長 伊藤 徳宇 様

桑名市監査委員 池田 勝敏
同 椽尾 健三
同 大橋 博二

平成 25 年度地方公共団体の財政の健全化に
関する法律に基づく審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項に基づき審査に付された平成 25 年度健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類並びに同法第 22 条第 1 項の規定に基づき審査に付された平成 25 年度公営企業資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について審査を行った結果、その意見は次のとおりである。

目 次

健全化判断比率審査意見書

1	審査の対象	1
2	審査の期間	1
3	審査の方法	1
4	審査の結果	1

資金不足比率審査意見書

1	審査の対象	2
2	審査の期間	2
3	審査の方法	2
4	審査の結果	2

平成 25 年度 健全化判断比率審査意見書

1 審査の対象

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項の規定に基づき算定された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類。

2 審査の期間

平成 26 年 7 月 29 日から平成 26 年 8 月 18 日まで

3 審査の方法

この審査は、市長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

審査に際しては、指標書類は法令等に準拠して作成されているか、指標書類の計数は正確かという点に留意した。

4 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記、健全化判断比率及び算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

健全化判断比率	平成 25 年度 (%)	早期健全化基準 (%)	備考
①実質赤字比率	—	11.81	
②連結実質赤字比率	—	16.81	
③実質公債費比率	11.3	25.0	平成 24 年度 11.3%
④将来負担比率	97.6	350.0	平成 24 年度 115.5%

(2) 個別意見

① 実質赤字比率について

実質赤字が生じないため、実質赤字比率は算定されない。

② 連結実質赤字比率について

連結実質赤字が生じないため、連結実質赤字比率は算定されない。

③ 実質公債費比率について

実質公債費比率は 11.3%であり、前年度と同ポイントであるものの、早期健全化基準の 25.0%と比較しても、これを下回っており良好な状態にあると認められる。

④ 将来負担比率について

将来負担比率は 97.6%であり、前年度より 17.9 ポイント改善され、早期健全化基準の 350.0%と比較しても、これを下回っており良好な状態にあると認められる。

平成 25 年度 資金不足比率審査意見書

1 審査の対象

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 22 条第 1 項の規定に基づき算定された下記会計にかかる資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類。

平成 25 年度 桑名市農業集落排水事業特別会計

平成 25 年度 桑名市水道事業会計

平成 25 年度 桑名市下水道事業会計

2 審査の期間

平成 26 年 6 月 24 日から平成 26 年 8 月 18 日まで

3 審査の方法

この審査は、市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

審査に際しては、指標書類は法令等に準拠して作成されているか、指標書類の計数は正確かという点に留意した。

4 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

会計名		平成 25 年度	経営健全化基準 (%)	備考
法非適用	農業集落排水事業特別会計	—	20.0	
法適用	水道事業会計	—	20.0	
	下水道事業会計	—	20.0	

(2) 個別意見

上記いずれの事業会計においても資金不足額が生じないため、資金不足比率は算定されず、経営状況は良好と認められる。